

名古屋市告示第191号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和7年4月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 委託した相手方

名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16

公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

理事長 河野 和彦

2 徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市中川プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第3条第1項に規定する使用料
名古屋市山田プール	

3 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課